

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部 情報政策課	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	住民情報システムA P P使用許諾	
業 務 の 概 要	住民情報システムADWORLDの構成及びプログラム製品の 使用許諾	
契約金額(税込)	16,216,200円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社 日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	株式会社日立システムズは、住民情報システムを構成するパッケージソフトの開発元であり、ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに、著作権を有している。このことから、他の事業者には、本システムに関する使用許諾はできないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。